

公的年金を受給している方も 児童扶養手当を受給できるようになります

今まで、公的年金(※)を受給できる方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、公的年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

★次のような方が対象となります。

- ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭でお子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみ受給している場合

★次のような方には児童扶養手当が支給されません。

- ・1か月換算にした年金額が児童扶養手当額より高い場合

＜例＞ひとり親家庭の父または母が障害基礎年金2級で満額受給している場合
年額772,800円、月額換算すると64,400円となり児童扶養手当月額より高額なため支給されません。

- ・申請者及び申請者の扶養親族が児童扶養手当の所得制限限度額を超えている場合。

★申請期間について

児童扶養手当は申請のあった翌月分から支給されますが、今まで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が平成27年3月末までに申請した場合は平成26年12月分から支給されます。

なお、平成26年12月2日以降に支給要件を満たした方が平成27年3月末までに申請した場合は要件を満たした月の翌月分から支給されます。

また平成27年4月以降に申請された方は通常どおり申請のあった月の翌月分から支給されます。

★申請手続きについて

- ・申請手続き先は各区役所健康福祉課窓口となります。
- ・物価スライドなどにより公的年金給付額が変更された場合、児童扶養手当額も変更となるため届出が必要となります。

※事前に同意書を提出いただくことで届出の省略も可能です。

- ・公的年金給付額のほか、世帯の状況に変更があった場合は届出が必要となります。